

ごみの不法投棄・野外焼却の禁止!!

ごみの不法投棄(ポイ捨て)は法律により罰せられます

不法投棄は悪質な犯罪です。不法投棄をした者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金(法人は3億円以下)又はその併科に処されます。

不法投棄されたごみは、美しい景観を損なうだけでなく、放置しておくとその周りにも次々とごみが捨てられてしまいます。また捨てられたごみの中には、有害な物質を含んでいるもの、火事の原因になるもの、ネズミやゴキブリ、蚊などの発生の原因になるものなど私たちの生活の安全を脅かすものもあります。被害者は、ごみを捨てられた土地の持主だけではなく、近所の住民や地域全体に及び、ごみの種類によっては、将来にわたって環境が汚染される場合もあります。



土地の所有者(管理者)の方へ

所有地へ不法投棄され、廃棄物を捨てた人がわからない場合は、土地の所有者(管理者)が処分しなくてはなりません。

一度不法投棄されてしまうと、ごみがごみを呼び、恒常的に不法投棄されてしまいます。そのため不法投棄されないような土地の管理(草を刈る、柵を設置するなど)をお願いします。

不法投棄の現場を見かけたら、下記までご連絡ください。

- 市町村担当課(表紙をご覧ください)
- 名瀬保健所 環境・衛生室 ☎52-5411
- 奄美警察署 ☎53-0110

※不法投棄の発生日時や、場所、運んでいる車のナンバーなどわかる範囲でご連絡ください。



野外焼却(野焼き)は法律により罰せられます

ごみの焼却は一部の例外を除き禁止されており、野外焼却をした者には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第25条)」の規定により、5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金(法人は3億円以下)又はその併科に処されます。

家庭から出たごみ、会社から出たごみなど、ごみの種類にかかわらず、野外焼却は原則禁止されています。野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になります。ごみを処分する場合は、一般家庭ごみであればごみステーションへ出す、事業所であれば業者へ委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。

詳しくは市町村担当課にお問い合わせください(表紙をご覧ください)。